

役員報酬等規程

社会福祉法人 豊生ら・ぼるか

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生ら・ばるかの役員及び評議員の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。ただし、当該評議員が理事を兼ねるとき、及び理事を兼ねない評議員が評議員会に出席した日に次条第3項本文に規定する業務を行ったときは、評議員会出席に係る実費弁償費は、これを支払わないものとする。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席した日に当該業務を行った場合の理事長の業務報酬は、これを支払わないものとする。

2 理事(理事長を除く。)が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席した日に当該業務を行った場合の理事の業務報酬は、これを支払わないものとする。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、当該評議員が理事を兼ねるときは、当該業務に係る報酬は、これを支払わないものとする。

4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務を行ったときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席した日に当該業務を行った場合の監事の業務報酬は、これを支払わないものとする。

(兼務理事)

第6条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限

り、この規程を適用することができる。

(報酬総額上限)

第7条 第3条、第4条及び第5条の規定により算出された報酬総額について、出席回数及び業務回数の如何に関わらず、期間を定めて上限額を設けることができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料とするため、勤務表記載、タイムカード打刻などの職務証跡となる行為を本人自身で行うものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第10条 本規程に定めるもののほか、役員及び評議員に対する報酬及び実費弁償費の支払に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成25年12月20日から施行する。